

資料1

防犯カメラの運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、群馬県犯罪防止推進条例(平成16年群馬県条例第45号)に基づき、犯罪防止に留意した施設の普及などによる安全なまちづくりを推進するにあたり、防犯カメラを設置する場合において、県民等のプライバシー保護の観点から、その適正な運用を図るために必要な方策を示すことを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおける用語の定義は、次に定めるものとする。

(1) 防犯カメラ

犯罪の予防を目的として(施設の利用状況、混雑程度の把握等を主目的とし、犯罪の予防を副次目的とする場合を含む。)不特定または多数の者が出入りする場所に固定して設置された撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものをいう。

(2) 画像

防犯カメラにより収集された映像及び防犯カメラにより収集された映像を記録したものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

3 基本的な考え方

(1)このガイドラインは、防犯カメラを設置し、又は管理する者(以下「設置者等」という。)が実施に努めるべき方策等を示すものとする。

(2)このガイドラインは、犯罪の予防への防犯カメラの有用性と県民等のプライバシーの保護との調和を旨に運用するものとする。

(3)このガイドラインは、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

4 設置者の責務

(1)設置者等は画像及び画像から得られる情報の漏えい、滅失及びき損の防止等、適正な運用のために必要な措置を講じるものとする。

(2)設置者等は、防犯カメラを設置する目的、施設の特色等に応じて運用要領を定めるものとする。

5 運用責任者等の指定

設置者等は、防犯カメラの運用責任者を指定するとともに、防犯カメラを操作する者（以下「操作員」という。）の範囲を限定するものとする。

6 画像表示装置の設置場所

設置者等は、画像を表示する装置を一般の者から容易に目視できない場所に配置するよう努めなければならない。ただし、建物等の構造又は防犯カメラの機能上、これによりがたい事情がある場合は、この限りではない。

7 設置の明示

設置者等は、防犯カメラを設置するにあたっては、設置区域内の見やすい場所に、設置者等の名称及び防犯カメラが作動していることを明示する措置を講ずるものとする。ただし、施設内等で設置者等が明らかな場合には、設置者等の名称を省略することができる。

8 画像の利用及び提供の制限

設置者等は、次に掲げる場合を除き、画像を利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 法令等に定めがある場合
- (3) 個人の生命、身体または財産を守るため緊急やむを得ないと認める場合
- (4) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

9 画像の保存

設置者等は、原則として1か月以内の範囲で画像の保存期間を定めるものとする。

10 画像の消去

設置者等は、保存期間が終了したときは、画像を速やかに消去するものとする。
ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 法令等に定めがある場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

11 苦情の処理

設置者等は、県民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

12 指導及び勧告

設置者等は、運用責任者又は操作員がこのガイドラインの趣旨に反する行為をしていると認める場合は、報告を求め、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を執るべき旨を勧告するものとする。

13 守秘義務

設置者等、運用責任者及び操作員は、画像から得られた個人情報を、8の(1)から(4)に掲げる場合以外は、他に漏らしてはならない。

平成17年11月16日決定